2026年11月9日

各　位

会　社　名　株式会社ＥＲＴＨ　Ｇｒｏｕｐ
代表者名　代表取締役社長　荒　川　高　広
（コード番号:6072　東証スタンダード）
問合せ先　執行役員総務部長　髙　瀬　秀　人
（TEL. 03-6265-1834）

第１回無担保普通社債の発行並びに第三者割当による第５回、第６回及び第７回新株予約権の発行に係る資金使途の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第１回無担保普通社債（以下「本社債」といいます。）をEVO FUNDに対して発行すること、および資金使途の変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本社債の発行によって調達した資金は国内上場有価証券への投資資金に充当する予定であり、本社債を償還するための資金については第５回及び第６回新株予約権の行使によって、調達した資金の一部に充当する（実際には、第５回及び第６回新株予約権の行使により行使価額の払込みに係る債権と本社債の償還請求権が対当額において相殺により消滅することとなります。）予定です。

また、これにより、2026年10月30日付「第三者割当による第５回、第６回及び第７回新株予約権の発行並びに新株予約権の買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ」の「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載しておりました資金使途に変更が生じました。また、これに伴い同日付「新株予約権（非上場）の無償割当てに関するお知らせ」の「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期」の記載を、下記のとおり一部変更することといたしましたので、お知らせいたします。

１．本社債発行の目的

（１）本社債の発行に至った経緯

2026年10月30日付「第三者割当による第５回、第６回及び第７回新株予約権の発行並びに新株予約権の買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、同日開催の取締役会において、EVO FUND（以下「EVO FUND」といいます。）を割当予定先とする第５回及び第６回新株予約権（以下それぞれを「第５回新株予約権」及び「第６回新株予約権」といいます。）の発行、アストリス・ファイナンシャル・アドバイザリー合同会社を割当予定先とする第７回新株予約権（以下「第７回新株予約権」といい、第５回新株予約権及び第６回新株予約権とあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行を決議しておりますが、同日以降の株式市場の動向を受け、当社の国内上場株式を中心とした有価証券への投資を行う投資事業（以下「本投資事業」といいます。）にとって魅力的な投資機会が創出されたことから、当社は、本新株予約権の行使開始よりも前に有価証券への投資を実行するため、以下のとおり本社債を発行し、それにより本

新株予約権の行使を待たずに本投資事業を早期に進捗させることが、当社の企業価値の向上に資するものと判断しました。なお、本社債により本投資事業の事業計画に大きな変更はございません。

（２）調達手法として本社債を選択した理由及び財務的合理性

本社債以外の調達手法として、金融機関からの借入等も検討いたしましたが、以下の理由から、本社債の発行が最も合理的かつ当社の財務健全性を維持できる手法であると判断いたしました。

１．追加的な財務負担がないこと（無利息社債）

本社債は利率がなく（無利息）、借入金等に伴う支払利息などの追加的な金銭負担は発生いたしません。

２．迅速・確実な着金

本社債の発行後速やかに当社指定口座への払込着金が完了し、迅速に有価証券への投資を実行するための資金を確保できます。

（３）本社債の償還蓋然性

当社は、本新株予約権の発行決議後の当社株式の売買動向や、2026 年 11 月 6 日に公表された EVO FUND による空売り残高に関する情報を踏まえ、本社債の額面総額である 11 億円に相当する本新株予約権の行使が行われる蓋然性が高いと判断しており、行使により調達した金額を本社債の償還に充当する予定です。なお、本社債の額面総額は、EVO FUND が引受可能額として提示した金額を合意したものです。

２．本社債の概要

（１）　社債の名称	株式会社ＥＲＴＨ　Ｇｒｏｕｐ第１回無担保普通社債
（２）　社債の額面総額	1,100,000,000 円
（３）　各社債の額面金額	27,500,000 円
（４）　利率	なし
（５）　払込金額	額面 100 円につき金 100 円
（６）　償還金額	額面 100 円につき金 100 円
（７）　払込期日	2026 年 11 月９日
（８）　償還期限	2028 年 11 月 20 日
（９）　償還の方法等	満期一括償還であり、以下のとおり繰上償還条項が規定されています。 ①　当社は、繰上償還を希望する日（以下「繰上償還日」といいます。）の５営業日前までに社債権者に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することができます。 ②　2026 年 12 月９日（当日を含みます。）以降、社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の５営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。 ③　当社が、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、デット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行う場合（これらの実行を公表した場合を含みます。）、社債権者は、繰上償還日の 10 営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。但し、当社が社債権者又はその関係会社を相手方として上記各行為を行う場合、当社

	の普通株式の株式分割により当社が当社の普通株式を発行又は交付する場合、当社が当社の普通株式の無償割当てを行う場合、会社法第194条第３項に基づく自己株式の売渡し、当社が譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の普通株式を発行若しくは交付する場合、当社がストックオプション制度に基づき当社の新株予約権若しくは普通株式を発行若しくは交付する場合、社債権者が認める割当先への新株予約権の発行及び当該新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、株式会社ＥＲＴＨ　Ｇｒｏｕｐ第７回新株予約権及び株式会社ＥＲＴＨ　Ｇｒｏｕｐ第８回新株予約権の発行及び当該新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、株式会社ＥＲＴＨ　Ｇｒｏｕｐ第５回新株予約権及び株式会社ＥＲＴＨ　Ｇｒｏｕｐ第６回新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、本契約の締結日時点において既に、開示書類（本新株予約権の発行に係る有価証券届出書及びその届出目論見書（これらの参照書類及び添付書類を含み、提出又は作成された場合は、有価証券届出書の訂正届出書及び目論見書の訂正事項分を含みます。）及び適時開示書類並びに当社の直近の有価証券報告書及び当該有価証券報告書の提出以降に提出された半期報告書（提出された場合は、各報告書の訂正報告書を含みます。）をいいます。）において開示された当社の新株予約権その他これに類似の権利の行使に基づき当社が当社の普通株式を発行又は交付する場合並びにその他適用法令により必要となる場合についてはこの限りではありません。 ④　組織再編行為による繰上償還 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限ります。）、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還します。 ⑤　上場廃止等による繰上償還 当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還します。 ⑥　大株主の異動による繰上償還 当社において、50%を超える議決権を単独で若しくは共同保有者（金融商品取引法第27条の23第５項及び第６項に規定するものを意味します。）とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還します。 ⑦　スクイーズアウトによる繰上償還 当社において、当社普通株式の全てを全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当該種類株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第１項に定義されます。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、社債権者は、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下本号において「繰上償還日」といいます。）の10営業日以上前に事前通知を行ったうえで、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。

	⑧　次の(1)及び(2)に掲げる金額の合計額から、当該時点までに当社が本号に基づき繰上償還した本社債の額面総額の累計額を控除した額（以下本号において「償還原資額」といいます。）が、各社債の金額（27,500,000 円）以上となった場合、当社は、償還原資額を各社債の金額で除して得られる数（１未満の端数は切り捨てます。）に相当する数の本社債を、償還原資額が各社債の金額以上となった日の３営業日後の日又は当社と社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還します。 (1)　第５回新株予約権及び第６回新株予約権の行使に伴い、本社債の発行日以降に当社に払い込まれた金銭の額の累計額 (2)　当社が社債権者を割当先とする株式又は新株予約権の発行による資金調達を別に実施した場合、当該資金調達に伴い、本社債の発行日以降に社債権者から当社に払い込まれた金銭の額の累計額
(10)　割当予定先	EVO FUND
(11)　資金使途	国内上場有価証券への投資資金

３．資金使途の変更

資金使途の変更の内容は以下のとおりとなります（変更箇所は下線で示しております。）。

なお、今回の変更は、第 5 回及び第６回新株予約権の行使により調達する資金の一部に関するものであるため、第 7 回新株予約権により調達する資金の資金使途には変更はございません。

（１）2026 年 10 月 30 日付「第三者割当による第５回、第６回及び第７回新株予約権の発行並びに新株予約権の買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ」にかかる変更の内容

（変更前）

４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（２）調達する資金の具体的な使途

本第三者割当により調達する手取金（7,722 百万円）については、本新株予約権無償割当てによる手取金（12,915 百万円）と併せて、以下のとおり、全額を当社が開始する本投資事業における有価証券の取得資金に充当する予定です。

具体的な使途：国内上場有価証券への投資資金
金額：20,637 百万円
支出予定時期：2026 年 11 月～2029 年 11 月

当社は、本資金調達により調達する資金を、当社の投資事業における日本国内の証券取引所に上場する株式その他の有価証券への投資資金として充当する予定です。

本投資事業では、企業が有する資産、収益力及び将来のキャッシュ・フロー創出力等に照らして、市場における評価が本源的な企業価値を下回っていると判断される企業への投資を通じて、中長期的な投資収益の獲得を目指します。具体的には、投資先企業の事業成長や配当等の株主還元による収益に加え、市場評価の改善による株式価値の上昇、さらには投資先企業との建設的な対話等を通じた企業価値の向上を投資収益の源泉として想定しております。

（後略）

（変更後）

４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（２）調達する資金の具体的な使途

本第三者割当により調達する手取金（7,722 百万円）については、そのうち 1,100 百万円を第１回無担保社債の繰上償還に充当し、残額（6,622 百万円）については、本新株予約権無償割当てによる手取金（12,915 百万円）と併せて、合計 19,537 百万円を当社が開始する本投資事業における有価証券の取得資金に充当する予定です。調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 本社債の償還	1,100	2026 年 11 月～2028 年 11 月
② 国内上場有価証券への投資資金	19,537	2026 年 11 月～2029 年 11 月
合計	20,637	－

（注）本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を下回った場合には、調達資金は上記①、②の順番で充当する予定です。

調達資金の使途の詳細は以下のとおりです。

① 本社債の償還

当社は本社債について、第５回新株予約権及び第６回新株予約権が行使された都度、繰上償還いたします。なお、本社債は、本投資事業における投資資金を目的とし、本新株予約権の行使に先立って発行されるものです。

② 本投資事業における投資資金

当社は、本資金調達により調達する資金のうち合計 19,537 百万円を、当社の投資事業における日本国内の証券取引所に上場する株式その他の有価証券への投資資金として充当する予定です。

本投資事業では、企業が有する資産、収益力及び将来のキャッシュ・フロー創出力等に照らして、市場における評価が本源的な企業価値を下回っていると判断される企業への投資を通じて、中長期的な投資収益の獲得を目指します。具体的には、投資先企業の事業成長や配当等の株主還元による収益に加え、市場評価の改善による株式価値の上昇、さらには投資先企業との建設的な対話等を通じた企業価値の向上を投資収益の源泉として想定しております。

（後略）

（２）2026 年 10 月 30 日付「新株予約権（非上場）の無償割当てに関するお知らせ」にかかる変更の内容

（変更前）

４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（２）調達資金の使途

本新株予約権無償割当てにより調達する資金（12,915 百万円）については、本第三者割当による手取金（7,722 百万円）と併せて、以下のとおり、全額を当社が開始する本投資事業における有価証券の取得資金に充当する予定です。

具体的な使途：国内上場有価証券への投資資金

金額：20,637 百万円

支出予定時期：2026 年 11 月～2029 年 11 月

当社は、本資金調達により調達する資金を、当社の本投資事業における日本国内の証券取引所

に上場する株式その他の有価証券への投資資金として充当する予定です。

本投資事業では、企業が有する資産、収益力及び将来のキャッシュ・フロー創出力等に照らして、市場における評価が本源的な企業価値を下回っていると判断される企業への投資を通じて、中長期的な投資収益の獲得を目指します。具体的には、投資先企業の事業成長や配当等の株主還元による収益に加え、市場評価の改善による株式価値の上昇、さらには投資先企業との建設的な対話等を通じた企業価値の向上を投資収益の源泉として想定しております。

（後略）

（変更後）

４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（２）調達資金の使途

本新株予約権無償割当てにより調達する資金（12,915百万円）については、本第三者割当による手取金（7,722百万円）のうち第１回無担保普通社債の償還に充当する1,100百万円を除いた残額である6,622百万円と併せて、以下のとおり、合計19,537百万円を当社が開始する本投資事業における有価証券の取得資金に充当する予定です。具体的な使途：国内上場有価証券への投資資金

金額：19,537百万円

支出予定時期：2026年11月～2029年11月

当社は、本資金調達により調達する資金のうち合計19,537百万円を、当社の本投資事業における日本国内の証券取引所に上場する株式その他の有価証券への投資資金として充当する予定です。

本投資事業では、企業が有する資産、収益力及び将来のキャッシュ・フロー創出力等に照らして、市場における評価が本源的な企業価値を下回っていると判断される企業への投資を通じて、中長期的な投資収益の獲得を目指します。具体的には、投資先企業の事業成長や配当等の株主還元による収益に加え、市場評価の改善による株式価値の上昇、さらには投資先企業との建設的な対話等を通じた企業価値の向上を投資収益の源泉として想定しております。

（後略）

４．今後の見通し

本件による 2027 年 3 月期の連結業績に与える影響については、投資機会を逃がさずに機動的に投資を実行することを企画しているものの、今後の株式市場の動向等によっては早期の投資を見送る可能性もあり、現時点において合理的に算定することは困難です。

今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上